

保障内容を拡充します!

会員保障内規等の主な変更点のご案内

2015年11月1日改定により変更される主な点は以下の通りです。

アロマオイルやマッサージ クリームが原因での肌荒れ が対象になります。

(上限: 2千万円 / 1 事故)

変更箇所

手技に起因する場合【保障されない場合】(15)

before 民間手技施術に於いて、アカスリや使用したオイルまたはパウダー等に起因して生じた賠償責任。



after 民間手技施術に於いて、アカスリに起因して生じた賠償責任。

一部エステサービスが 対象になります。

フェイシャル・痩身・リフトアップなどのエステサービスのうち、オールハンドで行われる(機械を用いない)サービスが対象になります。

変更箇所

手技に起因する場合【保障されない場合】(11)

before 美容を唯一の目的とする手技行為によって生じた賠償責任



after 医療行為・脱毛行為および機械を用いた美容行為によって生じた賠償責任

ボランティア活動が対象 になります。

ボランティア活動への参加時に行った手技が認められ以下のようなケースが正式に対象となります。

case1 天災等による避難所等へのボランティア活動の参加時における手技に起因する損害賠償

case2 町内会のイベントなどへの参加時に無償で提供する手技に起因する損害賠償

case3 スポーツチーム(学校の部活動を含む)帯同時に行った手技に起因する損害賠償 など

年間総保障額が6億円 になります!

変更箇所

本会が保障金として会員様にお支払できる年間上限金額が4億円から6億円に増額されます。

お問い合わせは



一般社団法人 日本治療協会

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-1
TEL:03(5289)8171 FAX:03(5289)8173

<http://www.jha-shugi.jp/>